

国に対する要望

令和8年7月

仙 台 市

仙台市政の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市では、「ひとが集い、笑顔が広がり、その連鎖がまちの魅力となって世界から選ばれる都市」の実現に向け、こども・若者を育む環境づくりや、学都の強みを生かしたイノベーションの創出、スタートアップ支援の充実など、多様な主体が挑戦し活躍できる都市づくりに取り組んでおります。

また、ナノテラスを核とするリサーチコンプレックスの形成や企業誘致の推進、観光・MICE の振興などにより、交流人口の拡大と持続的な経済成長の実現に取り組むとともに、脱炭素社会の構築や都市の魅力向上に向けたまちづくりや、誰もが安心して暮らし、互いに支え合う共生社会の実現に向けたダイバーシティの推進にも力を注いでおります。

東日本大震災から 15 年を迎え、これまで国においては、数次にわたる予算措置や制度整備など、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。本市においては、震災の経験と教訓を生かした防災環境都市づくりをさらに深化させるとともに、その知見を国内外へ発信し、災害に強い社会の構築に貢献してまいります。

一方で、物価高騰の長期化や国際情勢の変動に伴う影響により、市民生活や地域経済は依然として厳しい状況にあります。本市としても必要な支援に取り組んでまいりましたが、継続的かつ機動的な対応が求められております。

また、人口減少・少子高齢化の進行は東北において特に深刻であり、子育て支援や教育環境の充実、若者の定着・活躍促進、さらには国内外からの交流人口の拡大などを通じて、東北の中核都市として地域全体を牽引していく必要がございます。しかしながら、本市の努力だけでは対応が困難な課題も多く、国による一層の力強い支援が不可欠であります。

このような状況を踏まえ、本市の実情と課題を取りまとめた本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月

仙台市長 郡 和子

目 次

(一部新規要望項目：○)

I 地域経済の力強い成長に向けた支援

- 1 仙台・東北の持続的な経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- 2 交流人口の拡大と都市の国際化に向けた支援・・・・・・・・ 5
(総務省、財務省、国土交通省)

II デジタル社会の実現に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(デジタル庁、総務省、文部科学省、国土交通省)

III 防災環境都市づくりに向けた支援

- 1 災害文化の発信と継承・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
(内閣府、復興庁、外務省、国土交通省)
- 2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援・・・・・・・・ 1 3
(内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、国土交通省)
- 3 杜の都の豊かな環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
(総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

IV 物価の高騰等による影響への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、金融庁、経済産業省、国土交通省)

V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

- 1 不登校対策の推進に向けた支援の充実・・・・・・・・ 2 3
(文部科学省)
- 2 教職員体制等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
(文部科学省、国土交通省)
- 3 子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
(内閣府、文部科学省)
- 4 福祉環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
(内閣府、財務省、厚生労働省)

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

- 1 公共施設やサービスの持続的な提供・・・・・・・・ 3 5
(総務省、財務省、文部科学省、国土交通省、環境省)
- 2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進・・・・・・・・ 3 9
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

I 地域経済の力強い成長に向けた支援

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省)

要望項目

1. NanoTerasu の機能拡充・利用促進により成果創出を図ること
2. スタートアップ・エコシステムの発展に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における財政措置の拡充や人材育成の取組への財政支援を行うこと
3. 研究開発型スタートアップの事業化を促進するため、ウェットラボの整備・改修及び運営を含む研究開発基盤整備に対し、国による新たな財政支援策を創設すること
4. 地域・社会課題の解決とアドバンストエッセンシャルワーカーへの転換・産業のトランスフォーメーションが早期に図られるよう、フィジカル AI など先端技術の実装に向けた規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること
5. 自動運転による物流ネットワークの実現に向けた環境整備を行うこと
6. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行う有効な動機づけとなるよう、制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
7. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う改修等に対する財政措置を講じること
8. 中央卸売市場再整備の補助について十分な財政措置を行うとともに、場内事業者の負担軽減のため開設者が行う支援策に要する経費に対し、必要な財政措置を講ずること

- 3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (以下「ナノテラス」という。) は、2024 年 4 月の運用開始以降、徐々に企業・団体の活用が進んできている。一方、ナノテラスの立地を契機としたリサーチコンプレックスの形成に向けては、さらに多くの企業・団体によるナノテラスの継続的な活用促進が必要であり、そのための機能拡充を求めるとともに、利用促進策の重点的な推進に資する所要の財政措置を求める。
- 本市は 2020 年 7 月にスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定され、産学官金が連携し、スタートアップ支援環境の充実に取り組んできた。また、2023 年度から、東北にゆかりのある若者を対象に、世界最先端のアントレプレナーシップ教育の提供や米国のスタートアップ先進地での実地研修などの取組を開始した。東北

のスタートアップ・エコシステムの発展に向け、人材育成やスタートアップの海外展開支援を進めているが、これらをさらに発展させるために、第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市においては、東北6県や大学・教育機関とも連携して東北一体での申請を行い、グローバル拠点都市（広域都市圏型）に選定されたところである。仙台・東北から、「強い経済」の実現に向けたイノベーションの担い手であるスタートアップの輩出・スケールアップを加速化していくためには、前述のような拠点都市独自の取組に対する国の財政措置の拡充が必要不可欠である。

- 国において、17の戦略分野における技術革新と経済成長の推進を図る中、本市では、国際卓越研究大学に認定された東北大学を中心とする研究機関の集積を活かし、研究シーズの事業化に資するリサーチコンプレックスの形成やスタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでいる。
- 研究シーズの事業化においては、研究開発段階から事業化に至るまでの産学共創の拠点となるウェットラボが重要な役割を果たすことから、現在、本市では、市独自の助成制度等により、既存施設のリノベーションや新規開発に際してウェットラボ機能の整備を促しているところである。
- 今後、東北大学等における先端的な研究シーズを活かした技術革新と経済成長を促していくためには、ウェットラボの更なる整備促進が必要であるものの、基礎自治体の財政負担が大きい状況であることから、自治体による研究シーズの事業化に向けた環境づくりを対象とした国の財政支援が必要である。
- 人口減少やそれに伴う労働力不足が急速に進展し、様々な社会課題が既に顕在化しつつある東北地方において、これらの課題解決に資する取組を先導していく役割が本市には求められている。本市や東北大学をはじめ約90の参画主体が集う「仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会」において、フィジカルAIやそれらを支える次世代インフラに関する取組など17の戦略分野に対応する先端技術の早期実装によって課題解決を図るプロジェクトに意欲的に取り組んでいるほか、国家戦略特別区域の枠組みを活用してこれまで19メニュー24事業での規制緩和を実現してきたところである。フィジカルAIをはじめとした先端技術の実装と規制改革による革新的なプロジェクト創出の動きを強化・加速化し、東北、日本全体の強い経済を牽引するため、フィジカルAI推進特区の設置及びそれに伴う財政措置を求める。
- 本市では、高速道路（仙台南部道路）インターチェンジ周辺で予定されている土地区画整理事業地内に、インターチェンジに直結し、自動運転トラックの受け入れを可能とする基幹物流施設の実現を目指す構想があり、2024年6月に、本市、土地区画整理組合設立準備委員会、物流施設開発事業者との間で、構想実現に向けた覚

書を締結した。当該物流施設は、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に定義された「モビリティ・ハブ」に該当するものとして、東北地方における自動運転による物流ネットワークの構築に寄与するものと考えているが、その実現に向けては当該物流施設に接続する専用ランプウェイ等の整備にかかる支援措置や、接続する高速道路についてハード・ソフト・ルールの面から自動運転を支援する運行環境の整備が必要である。

- 地方拠点強化税制については、賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となり、移転型の認定実績が少ない状況にある。地方創生の推進や大規模自然災害発生等のリスク分散の観点からも東京一極集中を是正することは有効であることから、オフィス減税の税額控除額等の更なる引き上げや、賃借に対する財政支援等の制度新設、増加雇用者に関する要件緩和が必要である。
- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まるなど、長年「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担ってきたものの、近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大、物価高騰等の影響、また、組織力の低下により、商店街を取り巻く環境は厳しい状況にある。そうした中、老朽化したアーケード等の改修等が進まなければ、商店街の賑わい低下にもつながりかねず、本市経済に大きな影響を及ぼすことが危惧されるため、アーケードの改修等に対する財政支援が必要である。
- 本市の中央卸売市場は築後 52 年が経過し老朽化が進んでいるだけでなく、東日本大震災等による施設設備の損傷等も著しいことから、再整備計画を進めている。また、仙台市中央卸売市場は、東北の拠点市場として仙台市民をはじめ、東北で暮らす方々に対し、安全安心な生鮮食料品を安定供給していく重要な役割を担っており、更なる市場機能の強化・充実が求められている状況である。
- 中央卸売市場の開設者が実施する施設整備費用に対しては、法律上国が一定の補助を行うことができると定められているが、近年は国の予算不足等により各自治体の要望額に対し十分な手当てがなされない等、開設者である自治体の財政負担が増大し、事業の円滑な実施に支障をきたしかねないことから、国の適切かつ確実な財政支援が不可欠である。
- このことから、市場施設整備補助について、交付金総額の拡充、交付率の引き上げとともに、現状と乖離がある上限建築単価の引き上げや、対象となる設備等要件緩和、加えて市場再整備に伴う引越費用等の事業者の負担軽減策を行う場合の財政措置が必要である。

2 交流人口の拡大と都市の国際化に向けた支援

(総務省、財務省、国土交通省)

要望項目

1. 地域の魅力を向上させ、圏域への誘客・周遊の拠点となる施設の整備に向け、都市構造再編集中支援事業における補助対象の拡充及び交付上限額の緩和を行うとともに、併せて活用可能で後年度も含め地方負担の少ない地方債を創設するなど、積極的な財政支援を図ること
2. 地方自治体や民間事業者等の取組を支援し、仙台・東北への誘客促進を後押しすること。また、東日本大震災からの復興に向けて歩む地方自治体の取組に対して継続的に支援すること
3. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について、引き続き財政措置を講じること
4. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線の更なる拡充に向けて、空港スタッフの安定的な確保と育成も含めた強力な支援策を講じること
5. 東日本大震災からの復興状況を世界に発信する機会となる国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと
6. 広域道路ネットワークである国道4号バイパス等の整備促進や本市の幹線道路整備に対する確実な財源措置を講じること。また、国道48号仙台西道路の仲ノ瀬橋床版取替について特殊車両の通行規制解除のため、早期工事着手に向け、調査・設計を促進すること

- 人口減少が進む中であって、圏域全体の持続可能性や活性化を図るためには、地域の魅力向上に繋がるとともに、国内外から多くの人を惹きつけ、圏域への誘客・周遊を促す拠点の整備が不可欠である。
- 東北で唯一の政令指定都市である本市では、青葉山エリアをはじめとする都市個性を象徴する地域資源を基盤として、にぎわい創出や都市の魅力向上に資する取組を進めており、その一環として音楽ホールと、東日本大震災の被災と復興の経験を発信する中心部震災メモリアル拠点との複合施設整備を進めている。
- この取組は、都市機能誘導の役割を担い中心市街地の賑わい創出や交流人口の拡大に資するのみならず、文化創造や観光振興などを通じた、圏域全体の価値向上や誘客・周遊を促すものであり、一地方自治体の自主財源のみで行うものではない。
- ついては、地方自治体が過度な財政負担を負うことなく、地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な事業展開を可能とするため、都市構造再編集中支援事業における補助対象を拡充するとともに、同事業の交付上限額を緩和する必要がある。また、同事業などと併せて活用可能で充当率及び交付税措置率の高い地方債を創設するこ

とが必要である。

- 本市では、交流人口の拡大と旅行消費の増大による地域経済の活性化に取り組んできたが、仙台・東北は依然として外国人宿泊者数のシェアが1%台にとどまっている。人口減少・高齢化が進む東北において、観光を基軸とした交流人口の拡大は、地域の持続的な発展に不可欠である。こうした状況を踏まえ、観光戦略のもと、宿泊税も活用し、観光コンテンツの強化やインバウンド市場の開拓、受入環境整備などにハード・ソフト両面から思い切った投資を行い、「攻めの観光」を推し進めることで、仙台・東北の潜在力を最大限に引き出し、世界から選ばれる観光 MICE 都市を目指している。取組を着実に進め、観光を地域の成長エンジンとしていくためには、国からの継続的な財政支援が不可欠である。
- 東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた本市東部沿岸地域では、地域の活性化に向け、多様な主体による取組が展開され、観光集客施設の立地も進んでいる。2023 年 10 月には、海浜エリアで活動する地域住民・団体、民間事業者、国・県・近隣自治体等との連携を強化し、エリアの活性化に向けた取組を積極的に進めるため「海浜エリア活性化ビジョン」を策定し、様々な取組を進めている。
- 2025 年度は、エリアの魅力向上と更なる賑わい創出を目指し、防災集団移転跡地利活用事業者などによる深沼海水浴場の本格開設や、海辺のライトアップ等新たな海の魅力を体験できるイベントを開催するとともにエリア内の周遊を促進するための取組など実施しており、2026 年度以降もこうした取組を継続し、真の復興を早期に実現するためには、国の継続的な財政支援が重要である。
- 2025 年は全国の外国人宿泊者数が過去最高となっており、東北においても 2024 年に続き過去最高を更新する結果となったが、更なる認知度向上及び誘客が必要である。また、仙台・東北の認知度向上に向けて継続的な取組を実施するため、新たな観光コンテンツの造成だけでなく、既存コンテンツのプロモーションに活用可能な補助金等の財政支援が必要である。
- 2024 年 12 月に仙台－香港線が 13 年ぶりに復活し、2025 年 7 月には台湾の高雄、同年 12 月にはタイのバンコクに直行便が開設されるなど、仙台空港における国際路線の拡充が進んでいる。しかしながら、流出したグランドハンドリングや保安検査員等の人材不足が課題となり、新規就航や路線拡充にあたって対応困難な状況が生じている。
- 東日本大震災から 15 年が経過し、復興の状況とこの間の本市における取組を世界に発信する機会として、国際会議等が仙台・東北で開催されることは交流人口の拡大や仙台・東北の活性化につながるものであり、国の強力な支援が不可欠である。
- 物流の重要性や国土強靱化の必要性など新たな社会・経済の要請に応じていくた

め、宮城県と共同で宮城県新広域道路交通ビジョン及び計画を策定し、広域的な道路ネットワークの更なる強化を進めることとしている。この計画に基づき、事業中の国道4号仙台拡幅（竈ノ瀬～鹿の又）の早期完成に向け取り組むとともに、国道4号バイパスについて、早期に整備方針を策定するとともに、特に渋滞が著しい若林4丁目交差点から卸町交差点間等について、事業着手することが重要である。

- 国道48号の仙台西道路については、開通から40年以上が経過し経年劣化が懸念されており、また、広域的な交流・物流を支える重要な路線でありながら、構造上の課題などから特殊車両の通行が制限されていたが、2026年4月に「国道48号仲ノ瀬橋床版取替」が新規事業化となり、特殊車両の通行規制解除に向けた取組が進展した。引き続き、国道48号の安定的な輸送機能の確保のため、国道48号仲ノ瀬橋床版取替の早期工事着手に向け、調査・設計を促進することが重要である。
- また、広域的な連携・交流・物流を支える道路ネットワークの更なる強化に向けて、本市が進めている都市計画道路等の幹線道路を着実に整備するため、補助金や社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要である。

Ⅱ デジタル社会の実現に向けた支援

(デジタル庁、総務省、文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 児童生徒に対する ICT 教育の推進に要する経費について十分な財政措置を行うこと。特に、1 人 1 台端末の更新にあたっては、端末価格の高騰を踏まえた補助基準額の見直しを行うとともに、高等学校段階も含めて自治体負担が生じることのないよう財政措置を行うこと
2. 自動運転レベル 4 の早期実装に向けて、財政支援を拡充するとともに、車両や運行ルートの特認にあたり、自治体や運行事業者への伴走支援を継続させること
3. マイナンバーカードについて、安全で安定的な運用環境の整備と引き続き普及に関する支援を行うこと。また、更新手続きのオンライン化等、市民・自治体の負担軽減を行うこと
4. 地方公共団体情報システム標準化において、標準準拠システムへの移行経費のみならず、ガバメントクラウド利用料などの運用経費に対しても十分な財政支援を行うこと

- 1 人 1 台端末を活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種学習者支援ツールの導入、授業目的公衆送信補償金、ICT 支援員の配置といった自治体負担が生じている。また、国が積極的な活用を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るが、公平な教育機会の確保のため、ICT 通信環境が整っていない家庭への通信端末貸与による支援を行うなど、1 人 1 台端末の運用に係る自治体の負担は大きいことから、国において十分な財政措置を講じる必要がある。特に、1 人 1 台端末の更新にあたっては、補助制度が創設されているものの、2025 年度から端末価格が高騰しているにもかかわらず補助基準額の見直し等が行われていないことから、自治体財政に与える影響がなお大きく、また、高等学校に関しては未だ補助制度が無いため、更なる支援が必要である。
- 2025 年度は総務省や国土交通省の事業を活用し、地域ごとの実情や特色を踏まえ市内 4 か所において自動運転実証事業を実施した。2026 年 3 月にはデジタル庁「自動運転社会実装先行的事業化地域事業」に選定され、今後も引き続き、レベル 4 での実装を目指している。早期のレベル 4 実現のため多くの技術的課題の解決を図る必要があり、そのためには難易度の高い技術的検証を重ねていく必要があるが、2025 年度から補助額の圧縮、補助率の低下があり、経費の観点から十分な実証が実施できないリスクが生じている。また、デジタル庁「自動運転社会実装先行的事業化地域事業」においては関係府省庁との検討協議を行う伴走支援体制の構築が掲げ

られているが、伴走期間は原則 1 年間となっている。自動運転による地域交通を推進するためには、財政支援の拡充と関係省庁との緊密な連携による継続的な伴走支援が必要である。

- 本市におけるマイナンバーカードの保有枚数率は 2026 年 3 月末現在で 8 割を超えているが、誰一人取り残されないデジタル社会の実現のためには、さらなる普及促進支援が必要であるほか、カードの交付やカード及び電子証明書の更新、マイナ保険証の利用申込や公金受取口座の登録・変更等の手続きに係る市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。
- 特に、マイナポイント事業の実施時にマイナンバーカードを取得した市民の電子証明書有効期限が一斉に到来する中、2026 年 5 月 26 日以降は電子証明書更新時などにカードへの振り仮名記載が求められるようになり、窓口のさらなる混雑や事務負担の増大が予想される。これらの課題に対応するためにも、更新手続きのオンライン化などにより、市民及び自治体双方の負担軽減が図られる必要がある。
- 地方公共団体情報システム標準化において、移行に要する経費はデジタル基盤改革支援補助金により全額補助対象とされているが、自治体規模に応じて補助基準額の上限が設けられ、移行経費全体を到底賄えるものではない。また、今後、ガバメントクラウド利用料及び運用経費の増加分については、移行状況に応じ交付税及び地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金として措置される予定であるが、これらは十分に財政措置される必要がある。

Ⅲ 防災環境都市づくりに向けた支援

1 災害文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、国土交通省)

要望項目

1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析の取組を踏まえ、本市の取組の国内外への発信機会の確保や、枠組の推進に資する各地の防災力向上の取組を継続して支援するとともに、東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的研究拠点機能を強化すること
2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること

- 本市では、2015年に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、2017年から隔年で国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体とともに開催するなど、東日本大震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。
- 「仙台防災枠組」の折り返し時期に、本市は枠組採択の地として、地方自治体レベルでの中間評価に取り組み、2023年5月に米国・ニューヨークで開催された「仙台防災枠組実施状況の中間評価にかかる国連ハイレベル会合」において、成果を報告した。
- 2027年秋には「アジア太平洋防災閣僚級会議」が本市において開催される。今後とも「仙台防災枠組」を推進するため、同会議をはじめとした防災関係国際会議等での本市の発信機会の確保や本市及び国内外の自治体の防災力向上施策の促進など、国の継続的な支援が必要である。
- また、「仙台防災枠組」の実現に向けては、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。震災後、東北大学には、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や「仙台防災枠組」のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。
- 震災をはじめとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組をはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」について、その創造を担う「中心部震災メモリ

アル拠点」整備を予定しており、また、東北大学等の研究機関や市民団体等の多様なステークホルダーと連携し、「災害文化」の発信事業と人材育成等に取り組んでいる。「災害文化」を創造し国内外に広く発信することは、世界各地の防災・減災の取組への貢献となるため、積極的な国の支援が不可欠である。

2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援

(内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、国土交通省)

要望項目

1. 防災局及び文教研修施設（防災大学校（仮称））を、防災・減災に関する様々な取組を実施してきた本市に設置すること
2. 国土強靱化実施中期計画において、激甚化・頻発化する自然災害等に対し、防災・減災・国土強靱化の取組の切れ目ない推進や、災害外力・耐力や社会状況等への対応についての考え方がまとめられ、様々な施策が位置づけられ、着実な実施を求められている。それら施策の実施に向け、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現の観点を踏まえるとともに資材価格の高騰等も勘案した上で、これまでを大きく上回る規模の防災・減災、国土強靱化に特化した予算・財源を別枠で確保し、確実に措置すること。さらに、大規模自然災害に即応するため、地方整備局等の体制の充実・強化に取り組むこと
3. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる津波避難施設の確保促進のため、鉄骨造建物等の津波に対する安全性の確認を容易にする手法を整理すること。特に、浸水深が浅いエリアについては鉄骨造の建物でも避難先として活用できる可能性が高いことから早急に対応すること。また、津波からの更なる安全確保のため、津波に対する安全性が確認された建物の居住者等については、洪水等と同様、屋内安全確保（垂直避難）も可能となるよう「避難情報に関するガイドライン」に明記すること
4. 老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度について更なる拡充を行うこと。併せて、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策の支援制度を構築すること
5. 大地震等の発生に伴う滑動崩落等による宅地被害の軽減を目的として創設された「宅地耐震化推進事業」の円滑な推進を図るため、大規模盛土造成地における滑動崩落防止工事等に必要な財源を確実に措置すること
6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の回収状況やその困難性を踏まえた十分な年数とすること。また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく償還免除の要件である「無資力又はこれに近い状態にあること」を適切に判断するための効率的かつ現実的な調査項目や手法を示すこと。併せて、債権回収に向けた取組に係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置を講ずること
7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること

- 本市は、東日本大震災をはじめとする災害対応や復旧・復興事業を通じて培った豊富な経験と知見を有しており、大規模災害の際には職員を派遣するなど、震災の経験を活かし被災自治体の立場に立った支援を積極的に実施してきた。また、首都圏や日本各地と良好な交通ネットワークで結ばれており、首都機能を補完しながら迅速な応急支援体制の確保が可能な地理的優位性を有している。
- 東北大学災害科学国際研究所を中心に、世界水準の災害科学に関する研究・教育が展開されており、政策立案に必要な科学的知見の蓄積と、防災分野を担う高度専門人材の継続的な育成が行われているほか、今年度から新たに「災害科学コース」を大学院に設置し、国際防災を先導する高度専門人材の養成を一層推進している。さらに、本市では震災遺構等を活用した伝承・防災教育など、教訓の次世代への伝承と人材育成に取り組んでいる。こうした研究機関や人材育成機能の集積により、災害対応の実践知と学術研究を結び付け、エビデンスに基づく防災政策を平時から実装できる環境が整っていることは、本市の大きな強みである。
- 経済界においても、災害時の事業継続や物資・資機材の供給、人的支援等について、平時から自治体と連携し、実効性ある取組が進めるとともに、防災・減災やサプライチェーン強靱化の重要性を共有している。あわせて、仙台 BOSAI-TECH 等の産学官金連携による実証・社会実装を推進する基盤が整っている。
- 加えて、本市は防災環境都市づくりを推進し、防災分野において国際的に高い評価を得るとともに、2027 年秋の「アジア太平洋防災閣僚級会議」の開催予定地となっている。2023 年には国連本部で地方自治体として世界初の仙台防災枠組中間評価を発表したほか、国連防災機関から国内唯一の「MCR2030 レジリエンス・ハブ」の認定を受けており、国際的な防災・減災の発展への貢献に力を入れている。
- 本年 5 月には産学官連携による「宮城県・仙台市防災局等誘致推進協議会」を設立したところであり、こうした優位性について産学官それぞれが持つ強みを活かし、緊密に連携しながら、国全体の防災力向上に向けた取組に寄与していくため、防災局や文教研修施設（防災大学校（仮称））を本市へ設置するよう強く要望するもの。
- 2025 年 6 月に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」において、事業規模は今後 5 年間でおおむね 20 兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については適切に反映することが示されたものの、国土強靱化計画に基づく確実な予算措置が課題である。
- また、令和 6 年能登半島地震などの災害状況を踏まえ、継続的に国土強靱化に取り組むためには、地方整備局等の体制の充実・強化が必要である。
- 2022 年 5 月に宮城県から津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表されたことに伴い、民間施設を含む津波避難施設が津波に対して安全な構

造であることを確認する必要がある。構造確認においては、構造計算等により詳細に確認する必要がある、多くの時間を要することが課題となっているため、国において鉄骨造建物の構造安全性を簡易に確認する手法を整理する必要がある。浸水深が深い場合を考慮すると手法を示すことが難しい場合、浸水深が浅いエリアに限定された手法でも、新たな津波避難施設の拡充を進める上では有効である。

- 津波からの避難は、浸水域外や指定緊急避難場所等への立退き避難が基本であると国から示されている。一方、多くのマンション等は入口が施錠されていることから、外部からの避難が難しく、指定緊急避難場所に指定することが困難である。しかしながら、津波避難エリア内にある安全性が確保された建物に居住する者等が、当該建物内で垂直避難を行うことが可能となれば、津波災害時における早期避難に資するものと考えられる。このため、指定緊急避難場所としての指定によらず垂直避難も可能とする旨を「避難情報に関するガイドライン」に明記すべきである。
- 2022 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震など、近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策につながるものである。
- 2020 年度の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を受け、本市の都市部周辺丘陵地の盛土造成地において、宅地耐震化推進事業の第 2 次スクリーニング調査（地盤調査、安定計算等）を実施している。
- 本事業により、32 箇所の大規模盛土造成地において調査を進め、調査完了した 10 箇所のうち 4 箇所において、滑動崩落の危険性があると判断されている。今後の調査において、危険性のある箇所が増加すると見込まれるが、調査後の速やかな滑動崩落対策工事の実施には多額の費用が必要であり、安全対策として工事費用等の安定的かつ十分な財源の確保が喫緊の課題となっている。
- 災害援護資金の貸付は、借受人から本市への当初の約定償還期限が 2024 年 6 月から順次到来しているが、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している。国は 2025 年 4 月、自治体に対する償還期間の延長を決定（延長年数は 5 年）したが、上記の実情により、回収には引き続き困難を伴うことが想定される。
- また、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

に基づく償還免除については、「無資力又はこれに近い状態にあるため支払猶予を受けた者が、最終支払期日から 10 年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあること」が要件とされているが、その「無資力又はこれに近い状態にあること」を適切に判断するための効率的かつ現実的な調査項目や手法が示されていないことから、当該調査について苦慮している状況にある。

- さらに、債権の管理・回収にあたっての多大な人的・物的コストは、貸付利息の収入で賄うこととされているが、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており十分賄うことができず、また、償還免除時には免除額の 3 分の 1 が自治体負担とされている。
- 東日本大震災から 15 年が経過し、ハード面の整備については概ね終了したところであるが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取組が必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくりなど、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- これらの心の復興に向けた取組については、国の被災者支援総合交付金等の補助制度等を活用していたが、2026 年度は宮城県については被災者支援総合交付金の対象外とされた。被災者に対する、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金に代わる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政措置されることが重要である。

3 杜の都の豊かな環境の保全

(総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

要望項目

1. 地域脱炭素推進の取組に対し、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用後も、継続的かつ十分な財政支援を実施するとともに、地域の取組の実情に応じた柔軟な制度設計とすること。また、現行の交付金についても、物価高騰による影響に対する上限額の増額措置を継続すること
2. 住宅等への太陽光発電の導入促進にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、持続可能で信頼性の高いサプライチェーン構築に向け、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を行うこと。また、家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための仕組みづくりを速やかに進めるとともに、関係事業者の事業環境の整備等における財政面の支援策を充実させること
3. 公共施設の ZEB 化を推進するにあたり、「脱炭素化推進事業債」を活用する場合において、第三者認証の取得を不要とすること。また、「学校施設環境改善交付金」について、断熱改修工事も考慮し上限額を見直すこと。併せて、学校施設を ZEB 改修する場合には、国庫補助を受けて整備した空調設備について、処分期限内であっても国庫補助の返還を求めない取り扱いとすること
4. 製品プラスチックや使用済小型電子機器等の回収・リサイクル及び家庭用除湿器等の適正なフロン回収について、製造・販売事業者等が費用負担する仕組みを構築すること。また、構築されるまでの間についても十分な財政措置を行うこと
5. 太陽光発電事業による自然環境保全や地域共生上の課題が全国的に生じている状況を踏まえ、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージに基づく法的規制の強化等を速やかに進めるとともに、省庁連携のもと厳格な制度運用を行うこと。また、地上設置型太陽光発電施設の解体、撤去、及び廃棄物処理にかかる費用を確実に確保するための仕組みを構築すること。併せて、系統用蓄電池事業の実施による周辺環境への影響を未然に防止する観点から、適正な立地、環境配慮、安全確保等が図られた事業を促進するためのガイドライン等を早急に策定すること
6. 指定管理鳥獣対策事業交付金について、自治体が年度当初から事業に着手できるよう、交付決定の早期化を図るとともに、捕獲や緩衝帯整備等の需要の増加に確実に対応するため、引き続き補助率引上げなど財政支援の拡充を行うこと。また、ツキノワグマの安定的な捕獲体制の確保に向け、国がハンターを養成し、自治体へ派遣する仕組みを構築するなど、人材確保を支援すること

7. 2050 年カーボンニュートラルに資するための、下水処理場における消化ガス発電施設整備など、下水道事業における再生可能エネルギーの活用促進による脱炭素・循環型社会実現に向けた取組について、財政支援を確実に行うこと

- 本市では、2022 年度に国の重点対策加速化事業に採択され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、断熱性能の高い新築住宅への補助や、中小企業者への太陽光発電設備の導入支援等を実施しているところ、当該事業は計画期間が 2027 年度までとなっている。また、2023 年度には国の脱炭素先行地域にも採択され、同交付金を活用し、既存のビルや住宅に再エネ・省エネ設備を導入する脱炭素リノベーション等の取組を推進している。
- 家庭や事業活動からの温室効果ガスの排出量が多い本市において、引き続き、高断熱住宅の普及や中小企業者の脱炭素化支援等を進めるとともに、脱炭素先行地域の取組成果を域外に広めるためには、国において新たな交付金を創設する等、継続的かつ十分な財政支援が不可欠である。新たな財政支援の制度設計においては、年度をまたぐ申請を認める等、地域の取組の実情に応じて柔軟に活用できる支援が必要である。また、現行の交付金についても、昨今の建築資材や労務費上昇による物価高騰等を理由に、事業の延期・中止を検討せざるを得ない事業者がいるため、コスト上昇による影響相当分に対する交付上限額の増額措置の継続が必要である。
- 本市では、住宅等への太陽光発電の普及を加速させるため、2027 年度から大手ハウスメーカー等に一定量の太陽光発電の設置等を義務づける新制度を導入予定である。制度を円滑に実施するためには、エンドユーザーである市民の負担を軽減し、導入を後押しするための支援策が必要不可欠であり、制度施行に先行して 2026 年度から国の交付金を活用した補助制度を実施している。しかしながら、本交付金は 2027 年度までの措置とされており、支援策を継続して実施していくためには、自主財源のみでは困難であることから、国による十分な財政支援が必要である。
- 市民等からは太陽光パネルの製造過程における人権配慮に関する懸念の声も寄せられており、持続可能なサプライチェーンの構築に向け、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化が必要である。
- 今後、家庭用太陽光パネルについても大量廃棄が見込まれるため、リユース・リサイクルを促進するための仕組みづくりを速やかに進めるとともに、関係事業者の事業環境の整備への支援策やリユース・リサイクル費用の低減に向けた財政面の支援策を充実させることが必要である。
- 本市では、市有施設を新築（改築）又は大規模改修する際には ZEB 化を図ることとしているが、「脱炭素化推進事業債」は、第三者認証（BELS 等）の取得が必要とされているところ、認証取得は公共工事の負担増及び期間の延長につながり、計画

的な ZEB 化の推進に支障をきたしている。

- 学校施設の大規模改修における ZEB 化については、その後の温室効果ガスの排出やランニングコストの削減を踏まえると、できるだけ早い時期での ZEB 改修が効果的であるが、学校施設環境改善交付金（予防改修事業（20 年以上 40 年目未満））では、断熱改修工事を考慮した上限額となっていない。
- また、本市においては 2019 年度から文部科学省の国庫補助を活用して学校教室への空調設備を導入しているが、ZEB 化を図るうえでは空調設備の更新が必要であり、その場合、国庫補助の返還が発生するため、ZEB 化実施に支障をきたしている。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村は製品プラスチックの分別収集及び再商品化に努めるよう規定し、その費用は市町村の負担とされている。製品プラスチックの分別収集及び再商品化に係る経費の一部は特別交付税が措置されているものの、従来から分別収集を行うプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きい。
- また、使用済小型電子機器等は、市民周知の広がりから回収量が増加傾向にあるが、昨今のプラスチック処理費高騰を受け、処分を逆有償で行っている状況であることから、自治体負担の増加が課題となっている。
- 家庭用の除湿器や冷水器等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されており、本市においては年間 1,800 台程度が市粗大ごみ処理施設に搬入されている。フロン類は二酸化炭素に比べて 100～10,000 倍以上の温室効果があり、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きい。これらの機器はフロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外であり、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。本市では、2022 年 9 月にフロン含有の除湿器等の破碎処理を停止し、自らフロン類の回収処理に着手したが、費用負担は大きい。
- 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの普及促進は重要である。一方で、大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業は、自然環境保全や地域との共生の点で様々な課題がある。本市においても、約 600ha の広大な森林地域を事業地とした太陽光発電関連施設建設構想が浮上しているが、自然環境や景観などに著しい影響を与える懸念から、周辺住民を中心に強い反対意見があがっている。
- 本市では、自然環境等への著しい影響から断じて容認できないとの認識のもと、これまで環境アセスメント制度を段階的に厳格化し、2025 年 9 月には森林地域 1ha 以上を含む事業用地での太陽光発電事業の立地の自粛を強く求める姿勢を打ち出したものの、各種手続きを踏めば事業が進んでしまう恐れがあることから、本市においても条例改正により更なる手続きの厳格化を進めているところである。
- 国においては、太陽光発電事業による自然環境保全や地域共生上の課題が全国的

に生じている状況を踏まえ、2025 年 12 月に策定した対策パッケージに基づく環境影響評価法の対象となる事業規模の見直しや、森林法の林地開発許可に関して技術的助言として示す運用基準における森林の伐採面積 40ha 未満の場合の残置森林率をより高い水準としたうえで、当該基準を法令に明記するなど法的規制の強化を速やかに進めるとともに、省庁連携のもと厳格な制度運用を行う必要がある。

- 加えて、地上設置型太陽光発電施設の撤去及びパネルの適正処理を担保するため、再エネ特措法のFIT/FIPの認定を受けていない太陽光発電事業を対象とした廃棄等費用の積立制度を創設するなど、解体、撤去、及び廃棄物処理にかかる費用を確実に確保するための仕組みの構築が必要である。
- また、太陽光発電事業に対する規制強化が進む中、国が導入を推進している系統用蓄電池事業については、住宅地周辺に設置を検討する事業者が増加する傾向にあり、住民から生活環境への影響等を懸念する意見があがっている。こうした状況を踏まえ、周辺環境への影響を未然に防止する観点から、国において系統用蓄電池事業における適正な立地や環境配慮、安全確保等が図られた事業を促進するためのガイドライン等を早急に策定する必要がある。
- クマ被害防止対策として交付される指定管理鳥獣対策事業交付金については、自治体が年度当初から事業に着手できるよう、交付決定の早期化を図るとともに、捕獲や緩衝帯整備等の需要の増加に確実に対応するため、引き続き補助率引上げなど財政支援を拡充する必要がある。
- ツキノワグマ等の捕獲従事者の高齢化の進展により、ガバメントハンター等安定的に捕獲を担える人材の確保が急務であることから、国が主体となって計画的にハンターを養成し、自治体へ派遣する仕組みを構築するなど、自治体の人材確保に対する支援が必要である。
- 国全体の目標に対応した下水道事業のカーボンニュートラル化に向け、省エネや創エネ、N₂O対策など、下水道施設の機能維持に必要な水準を上回る設備や革新的な技術の導入が必要である。
- 本市では、2025 年 12 月に国土交通省の「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に登録された南蒲生浄化センターにおいて、温室効果ガスの排出抑制による環境負荷の低減と下水汚泥の資源利用を目的として、下水汚泥から消化ガスを取り出す施設を整備し、消化ガスを燃料とした発電を行う事業を進めている。
- 現在、防災・安全交付金等を活用して事業を進めているが、要望に対して十分な内示となっていない。脱炭素・循環型社会への転換を先導する「グリーンイノベーション下水道」の実現に向け、国費による十分かつ確実な財政支援が必要である。

Ⅳ 物価の高騰等による影響への支援

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、金融庁、
経済産業省、国土交通省)

要望項目

1. 重点支援地方交付金について、原油価格の高騰により市民生活や事業活動への大きな影響が懸念される状況に対して、地方自治体が必要な対応を迅速に実施できるよう、継続的に交付するとともに、対策の実施に必要とされる額を地方自治体の財政力に関わらず適切に措置すること。また、使途の拡充や、翌年度への繰越手続きなど、柔軟かつ弾力的な運用を推進すること。さらには、長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、国庫補助負担金の算定基礎においても物価上昇分を適切に反映すること
2. 中小企業への資金繰りの支援等について、成長資金のより一層の拡充及び延長を行い、既往債務の返済猶予等の条件変更について事業者の実情に応じた柔軟な対応が行われるよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。また、昨今の国際情勢の不安定化等を背景とした、石油製品等の供給制約や、原材料価格等の高騰により、経営環境が一段と厳しさを増している。このような状況において、中小企業が雇用を維持しつつ持続的に賃上げを実現できるよう、更なる生産性向上、高付加価値化及び販路開拓等を通じた収益力強化に資する支援を一層強化することや、市民生活や経済活動に不可欠な物資の調達に深刻な影響が生じている状況を踏まえ、サプライチェーンの安定化に向けた更なる対策を実施すること
3. 民間事業者を含む公共交通事業者に対し、燃料価格等の高騰のため増嵩した費用のほか、路線維持や経営支援に向けた財政措置を講じること

- ガソリン等の燃料や建築材料などの価格高騰により、入札不調や納期延長などの影響が生じており、石油由来の製品等の不足など、今後も幅広い分野に影響を及ぼし、さらなる物価上昇につながる懸念もある。重点支援地方交付金については、これまで継続的に交付されてきたものの、こうした状況に対応するため、地方自治体において必要な物価高騰対策を継続して実施するための多額の経費が見込まれることから、更なる支援が必要である。また、人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要も大きい一方で、相対的に大都市への配分が少ない状況にあることから、財政力に関わらず必要かつ十分な支援を行うとともに、地域の実情に応じた施策を機動的に実施できるよう、使途の拡充や翌年度への繰越手続きなど、柔軟かつ弾力的な運用を推進するなど制度の充実が求められる。さらには、保育所運営費等の物価高騰の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられるため、時機を逃さずに適切に物価上昇

分を反映させる必要がある。

- 物価の高騰やエネルギー価格の変動等による地域経済全体への影響は依然として深刻であり、国際情勢の不安定化等を背景とした原油価格の変動や通商環境の不確実性、中小企業を取り巻く経営環境は先行き不透明な状況が続いている。こうした中、今後も中小企業の事業継続と地域経済の安定に向けて、長期的な下支えが必要である。原材料価格や人件費の上昇等により、事業者の資金需要は引き続き高止まりすることが見込まれるとともに、国際的な通商政策の動向が中小企業の収益や資金繰りに与える影響も懸念されている。このため、民間金融機関による資金繰り支援が円滑に行われるよう、既往債務の返還猶予を含む条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応が継続して図られるよう、国から金融機関に対する不断の働きかけが必要である。
- 中小企業は、国際情勢の影響による原材料費やエネルギー価格の上昇分を価格転嫁しにくく、最低賃金の引き上げが継続する中であって、賃上げ原資の確保が一層困難な状況にある。こうした状況下においても、中小企業が雇用を維持し、持続的な経営と賃上げを両立していくためには、国によるサプライチェーンの安定化に向けた更なる取組に加え、設備投資や IT ツールの導入等による生産性向上の取組や新商品・新サービス開発による高付加価値化、国内外への販路拡大など、将来の成長を見据えた取組への支援を一層加速させる必要がある。
- 民間事業者を含む路線バス事業者等においては、コロナ禍を契機とした行動変容等による利用者の減少や運転士不足が構造的な課題となっている。加えて、公共交通機関を運行する際に必要な経費である自動車燃料費は、国際情勢の影響等を受けて高騰しており、労務単価をはじめ、諸経費の上昇等も相まって公共交通事業者の経営を圧迫している。これらの影響はタクシー事業者を含めた公共交通事業者全体に及んでいることから、経営安定化に資する支援が必要である。

V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

1 不登校対策の推進に向けた支援の充実

(文部科学省)

要望項目

1. 様々な課題を抱え、不登校となっている児童生徒や登校に不安や悩みを感じている児童生徒及び保護者に対する相談対応を担う本市の校内教育支援センターである「ステーション」の取組や教員の配置に係る財政措置を講じること
2. フリースクール等の学校外施設及び民間の学びの多様化学校への運営支援や、当該施設や学校で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること

- 本市では、様々な課題を抱え不登校となり、又は登校に不安や悩みを感じている児童生徒やその保護者の支援として、市内小中学校に校内教育支援センター「ステーション」の設置を進めている。本市の「ステーション」では、正職員の教員等を専任の担任として配置し、教科指導と充実した学習環境の構築による、支援の強化を図っている。しかしながら、国の教育支援体制整備事業補助金は、交付対象が会計年度任用職員の配置に限られており、より充実した体制構築を進める本市での活用が難しいものとなっている。不登校児童生徒が増加傾向にある中、より質の高い相談支援体制の整備が求められており、採用形態にかかわらず交付対象とするなど国における財政措置の拡充が必要である。
- 教育機会確保法では、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進め、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。「登校という結果のみを目標とすることなく」と「多様な学びの場の確保」という法の趣旨から、民間においても、フリースクール等の学校外施設や学びの多様化学校などといった、不登校児童生徒が学べる環境を整備している。また、国が学びの多様化学校の設置を進める中、本市では、民間の学びの多様化学校が開校し、利用する不登校児童生徒への経済的支援を求める声が多いため、2024 年度から一定の条件を満たす場合、児童生徒が当該施設や学校に通う際の交通費の一部補助を行っている。国において、フリースクール等学校外施設及び民間の学びの多様化学校の運営を安定的に支えるとともに、これらの施設や学校に通う児童生徒に対して、更なる支援が必要である。

2 教職員体制等の充実

(文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 多様化する教育課題に対応することに加え、教員の働きやすい環境づくりを図るため、特別支援学級の学級編制標準の引き下げなどにより基礎定数を改善するとともに、小学校における教科担任制の対象教科の拡大等による各種加配定数の改善や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置を国庫負担の対象とするなど、国庫負担金の対象拡大を図ること
2. 優れた教員を確保し、教育水準を維持向上していくため、教員の処遇改善を進めるにあたり、既存の手当の一律の減額・廃止等を行わないこと
3. ALT の効果的な活用による外国語教育の充実を図るため、JET-ALT 以外の ALT に係る費用について、適切な財政措置を講じること
4. 生徒が持続可能なスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、生徒が主体的に休日の活動を選択することができるよう、活動環境の整備や保護者への支援について、自治体が財政力に左右されず必要な取組を実施するため、全額を国庫負担としたうえで、継続的な財源確保を行うこと
5. 部活動を含む学校教育活動に伴う、貸切バスやレンタカーをはじめとする様々な移動手段とその安全確保について、国として現実的かつ総合的な対策を示すとともに、必要な財政措置等を講じること

- こどもを取り巻く環境の変化とともに、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。それに伴い教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制の更なる充実が求められる。
- 小学校の普通学級では 35 人以下学級への定数改善が完了し、中学校でも 2026 年度から段階的な改善が示されている。しかし、特別支援学級の定数については平成 5 年以降 1 学級 8 人のままとなっているため、必要な支援・指導が複雑化・高度化している実情を十分に踏まえ、学級編制標準を引き下げる必要がある。
- 本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180 校）や前述の在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（75 校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を独自に進めてきた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置も進めているが、自主財源を活用した取組には限界があり、政令加配の増加等、教職員定数の充実が必要である。
- 国が示す小学校専科指導のための加配のうち、中心となる項目では対象教科が外

国語・算数・理科・体育に限定されており、特に算数・理科で条件を満たす教員の確保に苦慮している状況である。学級担任の持ちコマ数の軽減という本来の目的を考えると、学校現場でより柔軟に教員配置ができるよう、加配の要件について、対象教科の拡大又は制限の撤廃が必要である。

- 国における養護教諭の複数配置基準は、小学校 801 人以上、中学校 751 人以上とそれぞれ 50 人引き下げるものとされたが、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の更なる改善が必要である。また、同様に学校事務職員の配置基準は小学校 27 学級以上、中学校 21 学級以上の場合に 2 名となっているが、学校における総務・財務等の専門性を活かし、管理職を補佐して学校運営に積極的に参画するために、学校事務職員の配置基準の改善が必要である。
- 学校教育の成否は教員の力に大きく依るもので、教育水準の維持向上には、高い資質能力を身につけた教員の安定的な確保が不可欠である。優秀な人材を確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くおそれがある。
- 教員の処遇改善については、「教職調整額」の段階的な引き上げや学級担任への義務教育等教員特別手当の加算等が行われた一方、一部の手当（多学年学級担当手当や義務教育等教員特別手当）は廃止や減額とされた。さらに、2027 年 1 月からは、「調整額」の引き下げも予定されているところである。
- 今般の教員の処遇改善は、処遇と勤務実態の乖離が教員志望者の減少の一因となっていることから、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度の確立を目的としたものであり、その効果が相殺されるような既存の手当の減額・廃止等を行うべきではない。
- 本市では、新たに取り組むこととしている国際的な視点に立った教育の実施に向けて、2025 年度から段階的に ALT を増員し、2027 年度までに全小学校への ALT 配置を完了させる予定であり、その配置にあたっては、学校の ALT 対応の負担にも配慮し、児童や教職員と日本語でのコミュニケーションが可能で英語の指導経験を有する者を、派遣契約により確保することを基本としていることから、JET-ALT 以外の派遣契約や直接任用などの任用方法に関わらず、JET-ALT と同等の財政支援が求められる。
- 本市では部活動地域展開検討協議会において検討を行っているところであるが、地域展開後の生徒の活動の場となる地域クラブや指導者の確保、受益者負担のあり方の検討等の課題がある。生徒の活動のための持続可能な環境を整備するため、認定地域クラブの設立・運営に必要となる費用に関しては、国においてその全額を恒久的かつ十分に財政措置することが不可欠である。また、既存の部活動における専門的な指導者の確保や部活動に係る教員の負担軽減が地域展開後の持続可能な体

制につながることから、国による部活動指導員制度の継続など、人材確保に係る支援も求められる。

- 加えて、保護者負担への支援、特に経済的に困窮する世帯への支援については、各自治体の財政状況等に左右されることが想定され、支援内容や水準に差異が生じる可能性がある。生徒の活動機会が居住地域により影響を受けることのないよう、国の責任において制度を拡充し、地方負担が生じないよう必要な財源の確保を行うべきである。
- 磐越道等での事故においては、貸切バスやレンタカーでの移動に注目が集まっているが、学校現場においては、予算的・人的課題から様々な移動手段の利用を余儀なくされているケースがある。国としてこの課題を直視し、自治体任せとならないよう、移動全般について、ガイドラインなどにより国の基本的な考え方を示すとともに、国による支援の具現化が求められる。

3 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省)

要望項目

1. こどもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと。また、学校給食費については、中学校等を含めた義務教育諸学校すべてを対象とした制度の創設と、物価上昇を的確に反映した基準額の設定となるよう必要な財政措置を講じるとともに、自治体で必要な準備が行えるよう、支援の基準額の改定を含めた制度周知から各自治体での対応までに十分な期間を設けるようにすること
2. 保育の質の向上のため、保育士配置基準の継続的な見直しに取り組みながら、公定価格の処遇改善等加算などの更なる拡充により保育人材確保策を講じるとともに、地方自治体が独自に実施する保育の質の向上に資する費用に対する財政支援措置を講じること
3. 放課後児童クラブの運営費について、保護者の経済的負担の軽減を図るため、これまで国が示してきた負担割合の基準（保護者 2 分の 1、残りを国・県・市で各 3 分の 1）を見直し、補助基準額を引き上げること。併せて、放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
4. 保育施設等の利用者負担額について、施設類型及び自治体間で差が生じることの無いよう、幼児教育・保育の無償化制度を拡充するなど、幼稚園や認可外保育施設等を含め、国において統一的な軽減策を講じること
5. 全国一律に実施される児童手当に要する経費は、本来国の責任において全額を負担すべきものであるため、地方負担を見直し、事務費を含めた所要の経費全額を国庫負担とすること
6. 乳児等通園支援事業の実施にあたり、利用者にとっての使いやすさやこどもと保育士等の負担軽減、こどもの育ちを支える観点等を考慮した適切な利用時間の上限を設定すること。また、公定価格については、継続的に改善を行うこと
7. 地域少子化対策重点推進交付金の結婚・妊娠・子育ての相談機会の提供・支援プログラムについて、夫婦の合計所得額が 500 万円未満とされている所得要件を緩和又は撤廃すること。併せて、対象者への確実な支援を図るため、財政支援の更なる拡充を行うこと

- こどもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医

療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、国と自治体が共同で検討体制を構築し、統一的なこども医療費助成制度の創設・実施を目指す必要がある。

- また、学校給食費については、公立の小学校及び特別支援学校小学部において一部負担軽減策が実施されることとなった。子育て世帯の公平な経済的負担軽減の観点から、中学校等を含めた義務教育諸学校すべてを対象とした公費負担制度を創設するとともに、物価上昇を的確に反映した基準額の設定となるよう必要な財政措置を講じるべきである。加えて、制度改正がなされる際には、自治体が必要な準備ができるよう、支援の基準額の改定を含めた制度設計について早期に周知し各自治体での対応期間を十分確保する必要がある。
- 国は 2024 年に 3 歳児以上の保育士配置基準の改正を実施したが、各年齢の配置基準については、保育をめぐる環境の変化や多様化・複雑化する保育ニーズ等に応じて、継続的な見直しに取り組む必要がある。また、保育士等の賃金については、公定価格のプラス改定等により段階的に改善が図られているが、全産業と比較すると依然として水準が低く、保育士不足による職員の確保が困難な状況は続いていることから、公定価格の更なる充実が必要であるとともに、保育の質の向上を着実に進めるための地方自治体独自の取組に要する費用についても、必要な財政措置を講ずるべきである。
- 児童クラブのニーズの高まりに加えて、人件費や物価の上昇により運営費が急激に増加する中、国が示す運営費の負担割合を引き続き保護者に求めることは、昨今重要視されている子育て家庭における経済的負担を軽減する観点から困難な状況にある。また、放課後児童支援員の処遇改善については、一定の財政支援が図られているが、未だ他の職種と比較すると給与水準は低い。これらは全国共通の課題として、国の責任において取り組むべきものであり、児童クラブの事業を将来にわたり安定的に継続していくためには、子ども・子育て支援交付金の運営費及び処遇改善に係る補助基準額の引き上げなど、更なる支援が必要である。
- 保育施設等における利用者負担額については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、各地方自治体が完全無償化や第 2 子以降の無償化など独自の軽減策を講じた結果、保育施設等の利用に対する費用負担に自治体間で格差が生じている。
- こども・子育て支援施策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな地方単独事業が組み合わせることが効果的であるため、児童手当の拡充のように、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すべきである。

- 乳児等通園支援事業について、事業者からは、月 10 時間上限の利用ではこどもが集団生活に慣れるのに時間がかかり、こどもや保育士等にとって負担が大きいことや、「こどもの育ちを支えていく」という支援につなげにくい等の意見もあることから、適切な上限時間を設定する必要がある。また、実施にあたって事業者に対して行政から支払われる費用について、給付制度化に伴う公定価格では一定の引き上げが行われているほか、事前面談等の事務対応に係る加算等が創設されたが、事業者が必要な保育人材を確保し、安定的な事業運営ができるよう継続的に改善を行う必要がある。
- 結婚・妊娠・子育ての相談機会の提供・支援プログラムについて、現行制度では、夫婦の合計所得額が 500 万円未満であることが対象の要件として定められている。しかしながら、近年は賃金水準の上昇や共働き世帯の増加等により、所得額が全体的に増加傾向にある。その結果、制度開始当初と比べて対象となる世帯が減少しており、本制度の目的である「結婚後の新生活に伴う経済的負担の軽減」が十分に果たされていない状況が生じている。
- また、市民からは「所得要件が厳しい」「共働きだとほとんど対象にならない」といった問合せも多く寄せられており、制度の利用促進の上でも所得基準が課題となっている。併せて、所得要件の見直し等により申請件数の増加が見込まれることから、申請者全員に確実に支援が行き渡るよう、また事業を実施する自治体に過度な財政負担が生じないよう、国による確実で十分な財政支援が必要である。

4 福祉環境の充実

(内閣府、財務省、厚生労働省)

要望項目

1. 地域の実情に応じた柔軟な介護人材確保・定着支援の取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に係る指定都市への配分枠確保をはじめとした財政措置を講じること
2. 介護職員等の更なる処遇改善及び介護事業者の安定的な事業運営に向け、物価や人件費の上昇にも適時対応できるよう、より適切な介護報酬の設定等を行うとともに、被保険者や自治体の負担軽減を図るため、十分な財政措置を講じること
3. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと
4. 困難な問題を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること
5. 新型コロナウイルスワクチン及び带状疱疹ワクチンの定期接種に当たって、高額なワクチンによる自己負担額や自治体の負担増加へ最大限配慮し、国費による接種費用への財政措置を行うこと
6. 現在自治体が独自に実施している障害者及びひとり親家庭に係る医療費助成について、地域間格差が生じることの無いよう、国において統一的な制度を創設・実施すること。また、現物給付化を行うにあたっては、新たな財政負担を生じることなく現物給付化を進めることができるよう、国民健康保険事業における国庫負担金減額調整措置を速やかに廃止すること

- 地域医療介護総合確保基金は、国の財源等をもとに都道府県が設置しており、その活用方針も設置主体に委ねられていることから、介護事業所が集積する指定都市特有の事情を踏まえた柔軟な介護人材確保事業の展開ができないことが課題となっている。
- 介護職員等の賃金は、全産業と比較すると依然として水準が低く、離職率が高いことに加え、継続的急激な物価高騰が介護事業者の経営に影響を及ぼしているため、介護報酬の引き上げが必要である。
- 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護制度においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。生活困窮者自立支援マニュアルにおいては「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら給付金を受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまう、結果として生活保護制度が優先されていることとなる。

- 2022 年度に本市が独自に実施した若年女性を対象とした実態調査からは、安心できる居場所の確保とアウトリーチ支援が、困難な問題を抱える女性への支援として重要であることが明らかになった。本市ではどちらの事業も内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し事業実施しているが、当該交付金では新規事業を優先して採択される旨が示されており、継続事業の安定した財源とは言い難い。加えて、2024 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、地方自治体は民間団体の援助に努めるものとされており、援助に要する安定した財源が必要である。
- 新型コロナウイルスワクチン及び带状疱疹ワクチンの価格は高額な水準であるため、市民の自己負担が増加し、その軽減のために公費助成を行う自治体の負担も増加している。自治体の財政状況により地域間の自己負担額に差が生じ、自己負担額が高額となる自治体では接種を控えざるを得ない者が多くなることが懸念されるため、国費による財政措置が必要である。
- 障害者及びひとり親家庭にとって、医療費は生活の中で大きな負担となっていることから、自治体では、その経済的負担の軽減を図るため、それぞれ独自の方式で医療費の公費負担を実施しており、結果として居住する地域によって受けるサービスに差異が生じている。
- 本来、国民の生命と健康を守る制度は、全国一律に実施されるべきものであり、現在自治体を実施している公費負担制度と国が実施している公費負担制度を統合する等、国の責任において、障害者及びひとり親家庭の医療費にかかる新たな公費負担制度を創設すべきである。
- また、自治体が独自に医療費を現物給付で助成すると国民健康保険に対する国庫負担金が減額される調整措置について、「こども医療費助成」については、2024 年 4 月から廃止されたが、「障害者及びひとり親家庭に対する医療費助成」については、廃止の方針は打ち出されておらず、自治体にとって大きな財政負担となっている。2023 年の医療 DX により、国が地方単独医療費助成の現物給付化を推進する方向を示したことを踏まえ、国においては、障害者及びひとり親家庭に対する減額調整措置についても、速やかに廃止するべきである。

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

1 公共施設やサービスの持続的な提供

(総務省、財務省、文部科学省、国土交通省、環境省)

要望項目

1. 道路や上下水道施設等の老朽化したインフラ施設の計画的な維持管理・更新に対し、確実に柔軟な財政措置を講じること
2. 学校の計画的な維持管理・更新に対しては、必要十分な財政措置を年度当初予算において講じること。また、繰越予算による財政措置を行う場合、次年度への補助金繰越について柔軟な対応を講じること。さらに、改築を伴わない既存学校施設（プール）の取壊しに際しても国庫補助対象としての措置を講じること
3. 2026年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債について、恒久的な措置とすること
4. 持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、地域公共交通の運行実績等に応じた十分な財政措置を講ずること
5. ごみ処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の事業採択年度の先送りをしないこと。また、交付対象経費の上限設定を近年の物価高騰等を踏まえ実情に合わせて適宜見直すこと

- 道路や橋梁、上下水道施設などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、所要の財源の確保が大きな課題である。2025年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因する大規模な道路陥没なども踏まえると、インフラ施設の適切な維持管理・更新の必要性はより高まっており、確実な財政措置が必要である。
- 学校については、児童生徒の教育環境改善のため、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に応じた機能改善を図る必要がある。国は公立学校施設の老朽化対策や防災機能強化を推進するため、2025年度補正予算にて予算化したところであるが、未だ国庫補助事業における改築単価と実勢単価の乖離が大きい事業があること、繰越手続等に起因する予算活用の制約が大きいことなど、事業遂行への影響が危惧される。そのため、年度当初予算において確実な財政措置を求めるとともに、繰越予算による交付を行う場合は、次年度への繰越し等に関して柔軟な対応を求めるものである。
- 2025年度の交付金の当初事業内定においては、多くの事業が未採択となった。その中にはすでに複数年での工事を実施している案件もあり、事業を継続するため本

市単独による財政負担が必要となる事態も想定された。今後は、各地方自治体が計画的に施設整備に取り組むことができるよう、計画事業量に見合った十分な財源を確保した上で、速やかな採択を行うことを国に対し強く求める。

- また、「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（令和6年7月10日 6文科初第885号）」において、「学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられます。」とされており、今後、プール跡地に校舎を改築する場合など、プールの改築を伴わない取壊しのみの対応が考えられる。
- 公共施設等適正管理推進事業債は、2026年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組む必要がある。
- 地域公共交通を支える乗合バス事業者においては、新型コロナによる運賃収入の減少や、国際情勢の影響等を受けた原油価格高騰等による経費の増加、運転士不足などにより、全国的に厳しい経営状況となっており、本市においても運行廃止や減便を余儀なくされている。地域公共交通の確保維持改善のためには、乗合バス事業者に対する行政の支援が必要不可欠であり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下、本頁及び次頁において「本補助金」という。）及び特別交付税による適切な財政措置が必要である。
- 本補助金の補助対象経常費用の算定にあたっては、「運行事業者の経常費用（実績額）」又は「地域区分ごとに設定される標準経常費用」の安価な方が適用となるが、設定される標準経常費用が本市運行事業者の経常費用より著しく安価であるため、「地域区分ごとに設定される標準経常費用」が適用となる場合がほとんどであり、十分な財政措置が得られず、本市や運行事業者の多大な負担となっていることから、運行事業者の実績に見合った標準経常費用とすることにより、その乖離を是正する必要がある。
- 地域公共交通利便増進実施計画に基づき地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、補助対象地域内幹線系統に接続する場合には、交通不便地域等如何に関わらず、本補助金が活用可能となる。一方で、本補助金に係る市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とされているところ、政令市・中核市の場合は交通不便地域の人口を基に算定されることから、補助対象となるカバー圏域と乖離があるため、実際に活用される圏域に応じた対象人口へ是正するべきである。
- 乗合バス事業の維持に要する財政負担が増している中、特別交付税については、

本補助金の補助対象経費とならない本市負担分が措置の対象となるが、財政力指数により措置額が一定の率で控除されることから、十分な特別交付税措置が実施されていないため、控除の廃止を含めた措置率の拡大が必要である。

- 「交通空白」解消の推進にあたっては実証事業の通年実施による効果検証・分析が必要不可欠であるところ、本補助金のメニューの一つである「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの対象となる事業期間は、事業完了報告を含め交付決定日（当該年度 4 月以降）から当該年度 2 月末日までであり、補助対象経費は「この間に発生し支払まで完了した経費」とされていることから、通年での事業実施が困難であるため、制度改正を求めるものである。
- 本市のごみ処理施設である今泉工場（1985 年竣工、稼働年数約 41 年）は、これまで二度の基幹的設備改良工事による施設の延命化を図ってきたところであるが、建物・設備の老朽化が著しく、更なる延命化は不可能と判断し、現在、施設の建て替えについて 2032 年度の新工場（想定施設規模約 300 トン/日）の稼働を目途に検討を進めているところである。
- 国においては、2023 年 5 月通知において循環型社会形成推進交付金の事業採択年度の先送り、2024 年 3 月通知において従前設定の無かった交付対象経費の上限額設定などを提示しているが、採択年度の先送りは現工場の更なる稼働延長による各種機器・設備の故障リスクの深刻な増大を招き、また、交付対象経費の上限が適切に見直されなければ自治体の自主財源負担が数十億円規模で増加し事業実施の遅延に直結するものであり、引いてはごみ処理施設の円滑な整備と安定的なごみ処理体制の構築に著しい支障をきたすものである。

2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

要望項目

1. 地方揮発油税・軽油引取税に係る「暫定税率」の廃止及び自動車税・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う地方の減収に対しては、国の責任において代替となる安定財源を早急に確保するとともに、それまでの間は十分な財政措置を確実に講ずること
2. 社会保障国民会議において議論がなされている消費税の減税に伴う地方の減収に対しては、国の責任において代替となる安定財源を早急に確保するとともに、それまでの間は十分な財政措置を確実に講ずること
3. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保のうえ、物価高等に伴う財政需要についても、引き続き必要な財政措置を行うこと。また地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を適切に反映するとともに、特別交付税における財政力補正を見直すこと
4. 第34次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること
5. インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行うとともに、郵便等投票の対象者拡大や投票立会人の報酬額の増額など必要な措置を講ずること

- 地方揮発油税や軽油引取税に係るいわゆる「暫定税率」の廃止及び自動車税・軽自動車税環境性能割が廃止されたことによる2026年度の地方の減収分については、特例交付金により全額措置されることとされた。しかしながら、2027年度以降の地方の安定財源の確保に関し、「暫定税率」の廃止に伴う減収分については2026年度税制改正において結論を得るとされ、また、環境性能割廃止に伴う減収分については明確な時期が示されていない。
- 地方において、社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業などに対する財政需要は今後一層高まっていくと見込まれる中、財政需要に対応した安定的な地方財源が確保される必要がある。また、今後の中長期的な財政見通しを見込む上でも、早期に安定的な代替財源の具体的内容が示される必要がある。
- 地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、消費税を含めその約4割が地方の財源となっている。現在、社会保障国民会議にお

いて、消費税の減税に関する議論がなされているが、減税を実施する場合には、今後、社会保障サービスの更なる増大が見込まれる中、地方における社会保障の安定財源を確保するため、地方の減収分は国の責任において全額を補てんすべきである。

- 地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加など物価高等に伴う財政需要や地方税等収入を的確に見込み、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。個別の算定については、大都市特有の財政需要を反映することはもとより、基準財政需要額の算定において大都市に対する削減を行わないことや事業所税に係る算入額を引き上げることなどにより、適切に行う必要がある。
- また、特別交付税の算定において、大都市であるが故に生じている経費があるにも関わらず、財政力指数による割落としが講じられている項目がある。特に市場事業への繰出金は、通常は対象事業費の 7 割が措置されるところ、本市の場合は 1.5 割に大きく減額されており、衡平の観点からもかけ離れている。今後本市で市場の再整備を控える中で、現行の規定では、本市財政への影響が大きいため、実態に即した算定方法に見直す必要がある。
- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子高齢化が確実に進行している我が国の危機的状況において、指定都市が直面する行政上・財政上の問題に十分に対応できる制度ではない。人口減少が他地域よりも早く進む東北の中心都市として、本市が圏域全体の発展や活性化を牽引していくため、2026 年 1 月に立ち上げられた第 34 次地方制度調査会において議論を進めるとともに、指定都市の意見を踏まえた更なる検討を行い、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現する必要がある。
- 投票率の低下を踏まえ、インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行う必要がある。また、郵便等投票の対象者を拡大し、選挙権を行使したくてもできない人が容易に行使できるよう法改正を実施する必要がある。加えて、投票立会人についても、なり手不足が課題となっており、従事した際の報酬額も 2025 年度に改定されたものの、昨今の人件費の上昇を鑑みると未だ低額であることから、適正な報酬額を支出できるよう適切な財政措置が必要である。

